

特定生産緑地（杉並区）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

令和8年7月2日

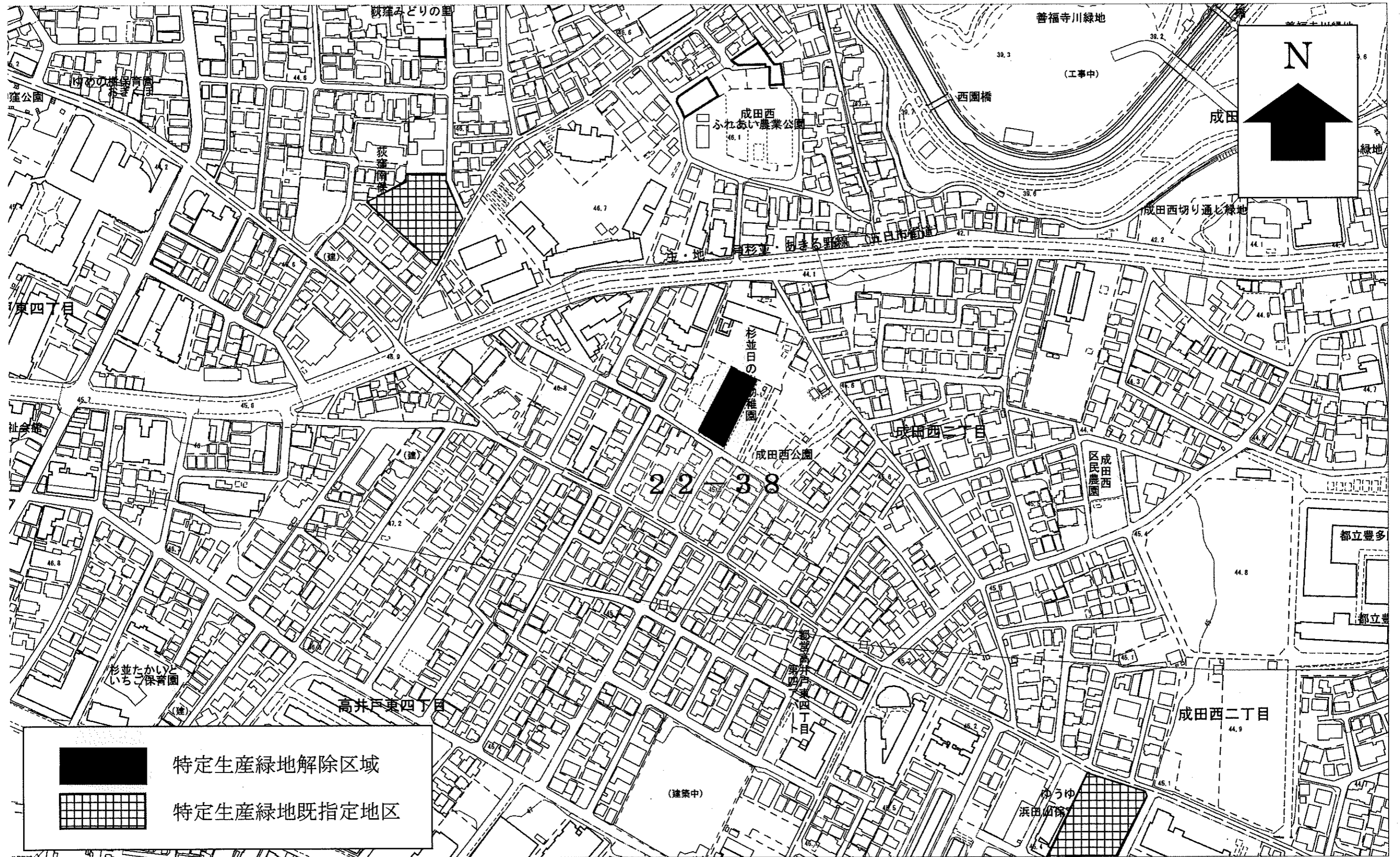
杉並区長 岸本 聡子

番号	位置	特定生産緑地の面積	公示日
22-38	杉並区成田西二丁目地内	約1,000㎡	令和2年11月11日

「区域は解除図表示のとおり」

# 特定生産緑地 杉並区 解除図

図面番号 1 / 1



「この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図を使用（承認番号：8 都市基交測第 87 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。」

「この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。」

「（承認番号）8 都市基街都第 48 号、令和 8 年 5 月 12 日」「（承認番号）8 都市基交都第 26 号、令和 8 年 5 月 18 日」

100m

縮尺 1/2500